備考

イ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ハ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

（風力発電設備に係る調達価格等）

第三条　［略］

2・3　［略］

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のものに係る調達価格等は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一　出力が二十キロワット以上のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
	平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
	［削る］	［削る］	［削る］

（風力発電設備に係る調達価格等）

第三条　［略］

2・3　［略］

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のものに係る調達価格等は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　［略］

再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一　出力が二十キロワット以上のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
	平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	